

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「道路交通法施行規則の一部を改正する 内閣府令案」等について</p>	<p>令和4年2月3日 交 通 局</p>
<p>1 趣旨 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行等に伴い、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正等を行うもの。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案 ○ 運転技能検査の内容及び合否基準を定める。 ○ 申請により運転免許に付与等する条件の内容を定める。 ○ 高齢者講習の内容等の見直しに関する規定を整備する。 ○ 認知機能検査の方法等の見直しに関する規定を整備する。 ○ 若年運転者講習の内容を定める。</p> <p>(2) 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則案 運転免許証の更新の際に高齢者講習が免除される講習の基準等を定める。</p> <p>(3) 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則案 高齢者講習と同等の効果がある運転免許取得者等教育の課程の基準等を定める。</p> <p>(4) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則案 認知機能検査・運転技能検査と同等の効果がある運転免許取得者等検査の方法の基準等を定める。</p> <p>(5) 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則案 大型自動車免許の欠格事由等の特例を受けるための教習の課程に係る指定の基準等を定める。</p> <p>(6) 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則案 若年運転者講習を行う指定講習機関の基準等を定める。</p> <p>(7) その他 関連する国家公安委員会規則について所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 意見公募手続の実施結果 令和3年12月17日から令和4年1月15日までの間、意見公募手続を実施した結果、31件の意見等が寄せられた。</p>		

公安委員会	令和3年の犯罪情勢について	令和4年2月3日
説明資料No. 2	【 暫 定 値 】	長 官 官 房

1 概要

近年、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しているものの、一部罪種が増加傾向にあるほか、認知件数の推移からは必ずしも捉えられない情勢もあること等から、犯罪情勢は、依然として厳しい状況にある。

	R3	R2	増減数	増減率(%)
刑法犯認知件数	568,148	614,231	-46,083	-7.5
刑法犯検挙件数	264,537	279,185	-14,648	-5.2
特殊詐欺認知件数	14,461	13,550	911	6.7
サイバー犯罪検挙件数	12,275	9,875	2,400	24.3
サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数 (※)	7,335.0	6,506.4	828.6	12.7
※ 1つのセンサーに対する1日当たりの不審なアクセスの件数				

2 各論

- 刑法犯認知件数の総数については、令和3年は568,148件となり、前年に引き続き戦後最少を更新。総数に占める割合の大きい街頭犯罪や侵入犯罪が一貫して減少。他方で、重要犯罪は前年比ほぼ横ばいであり、このうち略取誘拐については、前年比15.4%増加。
- 特殊詐欺の被害総額は減少したものの、認知件数が4年ぶりに増加。手口別の内訳では、還付金詐欺が前年比121.8%増加。
- サイバー犯罪の検挙件数及びサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数がいずれも増加。このほか、SNSに起因する事犯の被害児童数が高い水準で推移。
- ストーカー及びDVについては、相談等件数及び検挙件数が共に高い水準で推移。また、児童虐待については、通告児童数、検挙件数が共に増加傾向。

3 今後の取組

新たな犯罪傾向や社会情勢も踏まえ、被害の発生や犯行手口等に関する情報を関係機関、事業者等と共有して緊密な連携を図り、犯罪ツール対策等に取り組む必要があるほか、被害に至る前段階での防止を図るなど、きめ細かな対策を進めていくことが重要。

また、組織の在り方について見直しを行うほか、犯罪情勢の分析の高度化に引き続き取り組むとともに、そうした分析に基づき、対象者を意識した実効性のある対策の立案・推進を図っていく必要がある。

1 経緯

平成29年に策定した「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（以下「現行プラン」という。）について、策定から5年が経過したところ、子供の性被害に係る現在の情勢や新たな課題を踏まえ、新規施策を盛り込むなどして、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022（仮称）」（案）を作成したものの。

2 内容

(1) 6つの柱（現行プランの構成を維持）

- ① 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上
- ② 被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
- ③ ツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
- ④ 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- ⑤ 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- ⑥ 被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

(2) 主な新規追加施策

- 地域の関係機関・団体等の連携・協力の推進（柱①）
- 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の推進（柱②）
- SNS上の不適切な書き込みへの注意喚起の取組の推進とAI技術の活用（柱③）
- SNSの活用による相談しやすい環境整備（柱④）
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けの検討（柱⑤）
- 日本版DBSの導入に向けた検討（柱⑥）

3 今後の予定

2月4日（金）から14日間、意見公募手続きを行い、その結果等を踏まえつつ、関係府省庁との所要の調整等を行った上で、犯罪対策閣僚会議において決定する予定。

公安委員会	情報通信技術を利用する方法による	令和4年2月3日
説明資料No. 4	国の歳入等の納付に関する法律案について	交 通 局

1 経緯

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、「デジタル庁は、行政の事務における手数料等について、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコード）による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。」とされたこと等を踏まえ、デジタル庁が、今通常国会に標記法案を提出する予定

2 法案の概要

国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、

- 情報通信技術を利用して自ら納付する方法（インターネットバンキング等を想定）
- 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法（クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済等を想定）

による国の歳入等の納付を可能とするもの

3 本法案に基づく反則金の納付方法の多様化

- 反則金の納付方法については、現状、原則として金融機関窓口での現金による納付のみであるところ、規制改革実施計画において、「クレジットカード納付やコンビニ納付の導入など、納付方法の更なる多様化について検討する。」とされたこと等を踏まえ、警察庁において、これを実現するための必要なシステム構築等について検討中
- 本法案の成立により、反則金の納付についても、前記方法による納付が法律上可能となる見込み

4 今後の予定

閣議決定 令和4年2月8日

施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日